

名古屋港管理組合公報

平成16年1月30日

(金曜日)

第323号

目次

- 告示
○港湾施設の使用停止……………1
- 公告
○名古屋港港湾計画の変更の概要……………1

告示

名古屋港管理組合告示第2号

次の港湾施設は、平成16年2月1日から当分の間、使用を停止する。

平成16年1月30日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

○ 施設の種類の 上屋

用途区分及び区画を定めぬ上屋

名称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位置	建築面積	構造
作倉15号上屋 (作倉15)	専用使用	3 ^級	名古屋市港区作倉町	平方メートル 596	木骨モルタル塗り造り 厚型スレートかわらぶき

公告

名古屋港管理組合公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成16年1月30日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

○ 1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 土地造成及び土地利用計画(変更)

内港地区(ガーデンふ頭)において、新たな港湾空間を創出するため、緑地3.1haを交流拠点用地3.1haに変更する。

(単位:ha)

用途 地区名	ふ頭 用地	港湾 関連 用地	交流 拠点 用地	工 業 用 地	都 市 機 能 用 地	交 通 機 能 用 地	危 険 物 取 扱 施 設 用 地	緑 地	そ の 他 緑 地	合 計
内港地区	(4) 84	149	11	204	14	41	155	(2) 40	(9) 11	(15) 708

注1 ()は土地造成を伴う土地利用計画の内数である。

注2 今回の変更に係る区域についてのみ記述した。

注3 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(2) その他重要事項の計画（追加）

景観形成を誘導する区域

市民・港湾利用者・観光客等が快適に憩う空間の形成を図るため、内港地区（ガーデンふ頭）を、景観形成を誘導する区域として指定する。

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当